平成２９年（フ）第１３４号
神奈川県厚木市吾妻町１番５－101号、前住所神奈川県平塚市大神1878番地
債務者　明本　順吉
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２０３号
名古屋市熱田区神宮２丁目10番16号　プレスイン神宮７－Ｄ号
債務者　二部二三男
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６０号
愛知県豊明市栄町西大根２番地５　ハイツ西大根103号
債務者　八木富太郎
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６１号
愛知県豊明市栄町西大根２番地５　ハイツ西大根103号
債務者　八木　富子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８９号
神奈川県小田原市蓮正寺749番地の７　アービスＴＷ303
債務者　荒木　　清
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第９９号
神奈川県厚木市及川１丁目１番４－201号
債務者　柳田久美子（旧姓山蔭）
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１７４８号
東京都板橋区前野町６丁目47－７－103
債務者　伊藤　恭子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７５４号
東京都練馬区光が丘７丁目８－１－802
債務者　山岸　慶子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７７９号
東京都豊島区池袋１丁目６－４－201
債務者　須藤　和元
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７８０号
東京都新宿区若葉１丁目19－４－101
債務者　マギルヴァリー京子（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７８２号
東京都多摩市永山６丁目10－４－302
債務者　室井　良子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８１４号
東京都足立区舎人６丁目12－６－405
債務者　田中英津子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８１５号
東京都大田区久が原６丁目27－22－202
債務者　飯川　敦之
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８１７号
東京都文京区湯島２丁目28－11－205
債務者　相川　　遊
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８１８号
東京都板橋区高島平５丁目41－17－105
債務者　伊藤　忠雄
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８２０号
東京都渋谷区富ヶ谷２丁目12－17
債務者　金子　真義
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部